

# 災害応急用ポンプ貸出のしおり



平成23年4月

九州農政局土地改良技術事務所

〒862-0901 熊本市東町4丁目5番7号

TEL(096)367-0411

FAX(096)331-1131

# 目 次

災害応急用ポンプの貸付について .....	1
貸 出 手 続 き に つ い て .....	2
保 有 ポ ン プ ー 覧 表 .....	4
災 害 応 急 用 ポ ン プ Q & A .....	5
運 搬 車 両 選 定 の 参 考 .....	7
貸 付 条 件 .....	8
必 要 書 類 様 式 .....	10
土地改良技術事務所案内図 .....	20

# 災害応急用ポンプの貸付について

農林水産省では、『災害対策基本法』に基づき、『農林水産省防災業務計画』を策定し、災害時に備えています。

その一環として、九州農政局土地改良技術事務所では、『農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令』等の制度に基づき、災害応急用ポンプの貸付業務を行っています。

災害応急用ポンプは無償で貸付けいたします。ただし、災害応急用ポンプの運搬費用、据付・撤去費用、運転管理費用（燃料、消耗品等にかかる費用）は借受者の負担となります。

## 1. 貸出の適用範囲

災害応急用ポンプの貸出適用範囲は以下のとおりです。このいずれかの目的に合致した場合に貸付可能となります。

① 農林水産省の所掌に係る事業の工事を行う者に貸し付けるとき。

なお、農林水産省の所掌に係る事業には土地改良事業を含むものとする。

② 教育のため必要な土地改良機械器具を地方公共団体、その他適当と認められる者に貸し付けるとき。

なお、その他適当と認められる者には土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「土地改良区等」という。）を含むものとする。

③ 試験研究等のため必要な土地改良機械器具を地方公共団体、その他特別の法律により設立された法人などに貸し付けるとき。

なお、その他特別の法律により設立された法人には土地改良区等を含むものとする。

④ 豪雨、長雨、干魃、地震等による天然現象、事故、人災により国土又は国民の財産が災害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、緊急対策を講じなければ国民の生活に支障をきたすおそれのある場合に行う応急措置として貸し付けるとき。

# 貸出手続きについて

当事務所で所有する災害応急用ポンプはP4に掲載する「保有ポンプ一覧表」のとおりです。この中から、借受希望するポンプの種類(口径等)、台数を決め、下記問い合わせ先まで連絡願います。

借受希望理由が制度上適当か、希望するポンプが貸出可能な状況か、などの確認を行います。

適当であれば、借受申請書を提出して頂き手続きを開始します。

## 1. 問い合わせ先

(1) 平日(通常時)の問い合わせ先

担当:九州農政局 土地改良技術事務所 施設・管理課 管理技術係

TEL:096-367-0411(代表)

096-369-7462(災害時用 代表に繋がらない時のみ使用)

FAX:096-331-1131

※就業時間は平日の8:30~17:15です。

(2) 緊急時(夜間及び閉庁時(土・日曜日, 祝祭日))の連絡先

土地改良技術事務所 施設・管理課長携帯:080-2703-5337

## 2. 借受等に必要な書類

借受等に必要な書類は下記のとおりです。

なお、各書類の様式はP11からP19に記載しています。

名称	様式	必要部数	備考
借受するとき 土地改良機械器具無償借受申請書 土地改良機械器具借受書	様式第1号 様式第4号	1部 1部	必須 必須
返納するとき 土地改良機械器具返納届 使用実績報告書・月別実績報告書・運転 日誌	様式第8号 別添様式有	1部 1部	必須 必須
借受期間を延長するとき 土地改良機械器具貸付期間延長申請書	様式第5号	1部	※延長する場合のみ
亡失または損傷したとき 土地改良機械器具亡失・損傷届出書	様式第7号	1部	※亡失・損傷した場合のみ

### 3. 貸出手続きの流れ

貸出手続きの流れは下記のとおりです。

なお、各書類の提出先は **九州農政局土地改良技術事務所** です。



### 4. 補足事項

- (1)貸付に当たり『貸付条件(P8)』を附しますので、確認願います。
- (2)ポンプには陸上ポンプと水中ポンプがあります。陸上ポンプはエンジン付きで軽油で稼働します。水中ポンプは、借受者による電力の準備が必要です。
- (3)借受希望されるポンプの規格について、希望する根拠(必要量等)が必要です。
- (4)災害として借り受けされる場合は、原則「被災証明書」が必要です。
- (5)借受者からよくある質問として『災害応急用ポンプQ&A』を記載しています。
- (6)運搬車両の選定について、P7を参考にして下さい。

## 保有ポンプ一覧表

番号	管理番号	規格 陸上ポンプ: φ-Ps 水中ポンプ: φ-kw	ポンプ型式・仕様等					エンジン型式・仕様		セットの大きさ		備考
			型式	呼称口径 (m/m)	全揚程 (m)	吐出量 (m3/min)	回転数 (rpm)	型式	標記出力 (Ps/rpm)	幅×奥行×高×重量 cm×cm×cm×kg		
<b>【陸上ポンプ】</b>												
1	12-1P	80-15	荏原 80×65FS4K611	80	39.5	0.5	1,800	NFD170-EK	15/2,400	120×120×80×262		
2	4-1P	100-10	荏原 100SFM	100	15	1.0	1,990	NFD12K	10/2,400	100×100×70×203		
3	4-2P	100-10	荏原 100SFM	100	15	1.0	1,990	NFD12K	10/2,400	100×100×70×203		
4	5-1P	100-10	荏原 100SF	100	15	1.0	1,990	NFD12K	10/2,400	70×90×70×203		
5	5-2P	100-10	荏原 100SF65.5	100	15	1.0	1,990	NFD12K	10/2,400	70×90×70×203		
6	6-2P	100-10	荏原 100SFE	100	15	1.0	1,990	NFD12K	10/2,400	70×90×70×203		
7	18-3P	100-11	荏原 100SF65.5	100	15	1.0	1,800	NFD13MEK	11/2,400	75×95×66×203		
8	59-10P	100-12	荏原 100SEB	100	15	1.0	1,990	NS130C GBK	12/2,200	65×75×80×262		
9	60-1P	100-12	荏原 100SEB	100	15	1.0	1,990	NS130C GBK	12/2,200	65×75×80×262		
10	61-1P	100-13.5	荏原 100SFB	100	15	1.0	1,990	NFD150 -K	13.5-2,400	70×90×90×270		
11	61-2P	100-13.5	荏原 100SEB	100	15	1.0	1,990	NFD150 -K	13.5-2,400	70×90×90×270		
12	4-3P	150-16	荏原 150SEM	150	15	2.8	1,800	NF-19 -SK	16/2,200	120×120×80×344		
13	4-4P	150-16	荏原 150SEM	150	15	2.8	1,800	NF-19 -SK	16/2,200	102×105×80×344		
14	5-3P	150-16	荏原 150SEM	150	15	2.8	1,800	NF-19 -SK	16/2,200	120×120×80×344		
15	6-3P	150-16	荏原 150SEB	150	15	2.8	1,800	NF-19 -SK	16/2,200	92×105×80×344		
16	9-4P	150-16	荏原 150SE611	150	15	2.8	1,800	NF-19 -SK	16/2,200	92×105×80×344		
17	9-5P	150-16	荏原 150SE611	150	15	2.8	1,800	NF-19 -SK	16/2,200	92×105×80×344		
18	1-4P	150-24	荏原 150SEE	150	15	2.8	1,800	3T75HL	24/2,400	90×147×105×430		
19	1-5P	150-24	荏原 150SEE	150	15	2.8	1,800	3T75HL	24/2,400	90×147×105×430		
20	46-53P	250-16	西島 250CSX	250	5	8.0	1,015	NF19-SK	16/2,200	103×130×113×576		
21	46-54P	250-16	西島 250CSX	250	5	8.0	1,015	NF19-SK	16/2,200	93×118×112×576		
22	46-55P	250-16	西島 250CSX	250	5	8.0	1,015	NF19-SK	16/2,200	103×130×113×576		
23	46-57P	250-16	西島 250CSX	250	5	8.0	1,015	NF19-SK	16/2,200	103×130×113×576		
24	46-59P	250-16	西島 250CSX	250	5	8.0	1,015	NF19-SK	16/2,200	103×130×113×576		
25	46-60P	250-16	西島 250CSX	250	5	8.0	1,015	NF19-SK	16/2,200	103×130×113×576		
26	46-61P	250-16	西島 250CSX	250	5	8.0	1,015	NF19-SK	16/2,200	103×130×113×576		
27	46-63P	250-16	西島 250CSX	250	5	8.0	1,015	NF19-SK	16/2,200	93×118×113×576		
28	47-19P	250-16	西島 250CSX	250	5	8.0	1,015	NF19-SK	16/2,200	103×130×113×576		
29	47-20P	250-16	西島 250CSX	250	5	8.0	1,015	NF19-SK	16/2,200	93×118×113×576		
30	57-1P	250-60	荏原 250×200 CENE	250	15	7.5	1,760	4T95L -(T)	60/1,800	80×230×143×1176		
31	58-11P	250-60	荏原 250×200 CENE	250	15	7.5	1,760	4T95LT -GB	60/1,800	80×192×140×1176		
32	59-5P	250-75	荏原 250×200 CENM	250	15	7.5	1,800	4T95LT-US	75/2,400	75×200×140×1139		
<b>【水中ポンプ】</b>												
33	17-9SP	100-11	鶴見 LH-411-61	100	35	1.0	3,465	—	—	137kg		
34	18-11SP	100-11	荏原機電 100EUL611	100	35	1.0	3,600	—	—	95kg		
35	21-4SP	100-11	鶴見 LH-411-61	100	35	1.0	3,600	—	—	137kg		
36	22- SP	100-11	荏原 100EUC611	100	35	1.0	3,600	—	—	123kg		
37	15-3SP	150-15	鶴見 LH-615-61	150	25	2.0	3,465	—	—	190kg		
38	15-4SP	150-15	鶴見 LH-615-61	150	25	2.0	3,465	—	—	190kg		
39	20-8SP	150-15	鶴見 LH-615-61	150	25	2.0	3,465	—	—	190kg		
40	21-5SP	150-15	鶴見 LH-615-61	150	25	2.0	3,600	—	—	213kg		
41	22- SP	150-15	荏原 150EUC615	150	25	2.0	3,600	—	—	139kg		
42	22- SP	150-15	荏原 150EUC615	150	25	2.0	3,600	—	—	139kg		

# 災害応急用ポンプ Q&A

---

## Q1 ポンプの運搬や据付は、誰が行うのですか？

---

A1 災害応急用ポンプの借り受けには、ポンプ庫（土地改良技術事務所敷地内）まで借受人が運搬車両を手配し、使用する場所までの運搬・据付・運転管理・撤去・整備・返却の一切を行う必要があります。

ポンプ庫での積込みは、当方で行います。

要望があれば現地での据付指導も行います。

---

## Q2 災害応急用ポンプには、どのような型式、口径があるのですか？

---

A2 九州農政局が所有しているポンプは前頁の「保有ポンプ一覧表」のとおりです。

エンジン付の陸上据付タイプ（陸上ポンプ）では、水を5m～39.5mの高さまで揚水することができます。この時の吐出量は8.0m<sup>3</sup>/min～0.5m<sup>3</sup>/minです。

また、水中へ据付けるタイプ（水中ポンプ）では、水を25m～35mの高さまで揚水することができます。この時の吐出量は2m<sup>3</sup>/min～1m<sup>3</sup>/minです。

---

## Q3 ポンプを据付後に運転する場合や運転中に注意することがありますか？

---

A3 ポンプを運転する前、運転中に次のことに注意してください。

### 【陸上ポンプ】

- (1) エンジンとポンプをつなぐベルトが緩んでいた場合、エンジン下のボルトを締めてベルトを張って下さい。（張りすぎてもいけない）
- (2) ポンプの軸受部のパッキン押え金具を軽くパッキンを押さえる程度にボルトを締めてください。（調節してください）
- (3) エンジンの冷却水、不凍液は充水済みですが、運転時は確認して下さい。
- (4) エンジンを始動する前に呼び水を行って下さい。呼び水とは、ポンプ及び吸込み管に水を充填し、運転時に水を吸い込むことができるようにする作業です。ポンプ上部のロートから水を注入しますが、急ぐ場合は吐出し管側から水道又は、小形ポンプで注入します。
- (5) 燃料（軽油）とオイルの量を確認し、不足していたら補充して下さい。  
なおオイルは稼働時間 100 時間毎に必ず交換して下さい。
- (6) ディーゼルエンジンは電動式と手動式があり、手動式（陸上ポンプφ100）は付属のハンドルで起動してください。電動式はセルで起動します。
- (7) 運転中は随時、運転状況（揚水量、運転音、軸受漏水量等）や燃料の量を確認してください。

## 【水中ポンプ】

(8) 試運転を行ってスイッチを1～2度入れたり切ったりして、起動に異常のないことを確認して下さい。吐出し量が少なく、異常音を発生する場合は逆回転ですので配線を確認して下さい。



陸上ポンプ



水中ポンプ

---

**Q4 陸上ポンプ連続運転時、燃料はどの程度もつのですか？**

---

**A4** エンジンの規格で変わりますが、燃料満タンで6時間程度運転可能です。

---

**Q5 ポンプ使用後に、どの程度の整備を行って返納すればよいのですか？**

---

**A5** ポンプを返納する場合は原則として下記の整備を実施して下さい。  
(1) ポンプやエンジン及び吸水管等の汚れを落とす。  
(2) ポンプやエンジンに故障がないか確認し、故障していれば修理する。

---

**Q6 付属品は借り受けできないのですか？**

---

**A6** 付属品については当方では、鋼管(直管、曲管)、サニーホース、フート弁、スルース弁等、幾ばくか所有しています。申請時に貸出可能な状況であれば、ポンプと一緒に貸し出しいたします。

---

**Q7 水中ポンプの動力はどうすればよいのですか？**

---

**A7** 水中ポンプを稼働するには電力が必要です。借受人は、発動発電機等の電力を準備する必要があります。

## 運搬車両選定の参考

運搬車両の選定する目安としては、下記の点が考えられます。

- ①貸受するポンプのセットの大きさ(『保有ポンプ一覧表』参照)と台数から必要面積を求める。
- ②サクシヨンホースの長さからトラックの荷台長さを決定する。
- ③付属品の種類・数量

なお、トラックへの積込は、当事務所所有のフォークリフトを使用します。

トラック仕様

車種	寸法	荷台寸法			備考
		巾	長さ	高さ	
2t車		1.60 m	3.10 m	0.38 m	
4t車		2.08 m	5.20 m	0.40 m	
6t車		2.35 m	5.70 m	0.40 m	
8t車		2.35 m	6.20 m	0.45 m	
10t車		2.35 m	9.60 m	0.45 m	
11t車		2.35 m	9.70 m	0.45 m	

2t車への積込状況(参考写真)



- ・φ100のポンプを2台
- ・サクシヨンホース2mを4本
- ・付属品 一式

4t車への積込状況(参考写真)



- ・φ250のポンプを1台
- ・サクシヨンホース2.5mを4本
- ・サクシヨンホース5mを2本
- ・付属品 一式

別紙

## 貸付条件

- 1 貸付機械器具の引取り、使用、保管及び借受人の行う整備並びに引渡し(以下「管理」という。)に要する一切の費用を負担すること。
- 2 土地改良機械器具の引渡しを受けたときは、別記様式第4号による借受書を九州農政局土地改良技術事務所長(以下「所長」とする。)に提出すること。
- 3 貸付機械器具の貸付期間の延長を希望するときは、事前に、別記様式第5号による貸付期間延長申請書を所長に提出すること。
- 4 貸付機械器具について修繕、改造その他機械器具の現状を変更しようとするときは、あらかじめ所長等の承認を受けること。ただし、軽微な修繕についてはこの限りでない。
- 5 貸付機械器具に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。
- 6 貸付機械器具を注意をもって善良に管理し、これを効率的に使用すること。
- 7 貸付機械器具を転貸し、この承認書に記載された使用目的もしくは使用場所以外の目的もしくは場所で使用し、ないしは担保の目的に供してはならない。これに違反した場合は直ちに所長の指示に従って返納すること。ただし、転貸又は使用目的もしくは、使用場所の変更について、あらかじめ所長の承認を受けたときはこの限りでない。
- 8 貸付機械器具を亡失し、又は損傷した場合は、速やかに別記様式第7号による土地改良機械器具(亡失・損傷)届出書を所長に提出し、その指示に従うこと。
- 9 貸付機械器具の貸付期間中の作業日報、整備報告を別記様式第8号記4. その他添付資料記載の別紙添付資料様式により、明確に記載し、月別機械使用実績報告書を翌月上旬までに、所長に提出すること。

10 貸付機械器具を返納しようとするときは、事前に別記様式第8号による返納届を所長に提出すること。

借受人が、貸付機械器具を返納しようとするときは、燃料の補充、清掃、点検及び所長が指示する整備を行うこと。また返納は貸付期間満了日までに、指定の場所において行うこと。

11 貸付機械器具の引渡しをしようとするときは、所長の指示に従い検査を受けること。

この検査に合格したときをもって、返納のための引渡しがあったものとする。

12 次の各号の一に該当するときは、所長は貸付を解除することがある。

(1) 借受人が借受申請書及び附属書類、貸付期間延長申請書、借受書、報告書に虚偽の記載をしたとき。

(2) 借受人がこの承認書に記載された条項又は指示に違反したとき。

(3) 災害の応急復旧その他これに準ずる緊急の目的のため他に使用し、又は貸し付ける必要が生じたとき。

## 必要書類様式

名 称	様 式	備 考
1. 土地改良機械器具無償借受申請書	様式第1号	使用計画書含む
2. 土地改良機械器具借受書	様式第4号	
3. 土地改良機械器具借受期間延長申請書	様式第5号	借受期間の延長を希望するとき使用
4. 土地改良機械器具(亡失・損傷)届出書	様式第7号	災害応急用ポンプを亡失又は損傷したとき使用
5. 土地改良機械器具返納届	様式第8号	使用実績報告書等を含む

※申請人が作成する様式のみ添付しております。

様式第 1 号（借受者用）

土地改良機械器具無償借受申請書

年 月 日

九州農政局土地改良技術事務所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称 印

下記のとおり農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第 5 条に基づき土地改良機械器具を借り受けたいので申請します。

なお、申請に係る土地改良機械器具の貸付を受けたときは、貸付承認書記載の貸付条件を遵守することを誓約します。

記

1. 借受希望機械器具の品名、能力・規格及び数量

品 名	能 力・規 格	数 量
		台

2. 借受希望機械器具の使用目的、使用場所

3. 借受希望機械器具の使用を必要とする理由

4. 借受けを希望する期間 年 月 日から  
年 月 日まで

5. 使用場所に至る道路状況並びに機械輸送の方法

6. 借受希望機械器具の使用計画

別紙「使用計画書」のとおり

注) 農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第 2 条第 2 号に規定する者にあつては、記載を要しない。

7. その他参考となる事項

※ 借受希望機械器具の品名、能力・規格について、品名については、陸上ポンプ、水中ポンプ、原動機などを記入し、能力・規格については、ポンプロ径、吐出量、揚程、出力などを記入。

※ 使用場所については、使用場所住所、〇〇地区〇〇ため池内などの場所を記入。

別紙（借受申請書添付資料）

使 用 計 画 書

1. 借受希望機械器具の使用計画

品名	能力・規格	数量	作業内容	使用期間	使用時間
		台			

2. 使用場所の詳細な状況

※現地写真等添付にて、記載省略可

3. 整備施設及び格納庫の設置状況

※現場写真等添付にて、記載省略可

4. そ の 他

様式第4号（借受者用）

土地改良機械器具借受書

年 月 日

九州農政局土地改良技術事務所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称 印

年 月 日付 第 号の土地改良機械器具貸付承認書により、下記のとおり  
機械器具を借り受け、受領いたしました。

なお、貸付承認書記載の貸付条件を遵守することを誓約します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品名	型式・型番	能力・規格	数量	備考
				台	

2. 借受期間 年 月 日から  
年 月 日まで

3. 返納期日 年 月 日

4. 返納場所 九州農政局土地改良技術事務所

※借受機械器具の型式欄については、片吸込渦巻型などの型式を記載する。水中ポンプなど型式の無いものについては－印を記入。

様式第5号（借受者用）

土地改良機械器具借受期間延長申請書

年 月 日

九州農政局土地改良技術事務所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称 印

年 月 日付け第 号で貸付を受けた土地改良機械器具の借受期間を下記のとおり延長願いたいので、貸付条件第3項の規定により申請します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型番	能力・規格	数 量	備 考
				台	

2. 借受期間 年 月 日から  
年 月 日まで

3. 借受延長希望期間 年 月 日から  
年 月 日まで

4. 借受期間を延長する理由

様式第7号（借受者用）

土地改良機械器具（亡失・損傷）届出書

年 月 日

九州農政局土地改良技術事務所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称 印

年 月 日付 第 号で貸付を受けた土地改良機械器具を下記のとおり（亡失・損傷）したので、貸付条件第8項に基づき届出ます。

記

1. （亡失・損傷）した事由
2. （亡失・損傷）した機械器具の品名・型式及び数量並びにその状況
3. （亡失・損傷）した機械器具の損害見積額
4. 関係官公署の発行する証明書  
※天災又は盗難に係るものである場合に必要。
5. 亡失・損傷報告書  
※省令第4条第11項に基づき、亡失・損傷するまでの管理状況、現場写真、発見時の状況、その他詳細な状況について報告する。

様式第8号（借受者用）

土地改良機械器具返納届

年 月 日

九州農政局土地改良技術事務所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称 印

年 月 日付 第 号で土地改良機械器具貸付承認書に基づき借受けた機械器具を下記のとおり返納します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品名	型式・型番	能力・規格	数量	備考
				台	

2. 返納年月日 年 月 日

3. 返納場所及び方法

返納場所：九州農政局土地改良技術事務所  
返納方法：

4. その他添付資料

- ①土地改良機械器具使用実績報告書
- ②土地改良機械器具月別実績報告書
- ③土地改良機械器具運転日誌

災害応急用ポンプ使用実績報告書

年 月 日

借受人 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称 印

報告担当者 印

品名	型式 規格	管 理 番 号	所管先	使 用 区 分	使 用 地 区	工事名	日 数				使 用 時 間			整 備 費		
							運 転	休 止	在 場	整 備	実作業	その他	計	現 場	定 期	計
〇〇ポンプ	Φ〇〇 〇〇ps	〇〇-〇〇	九州 土技所													0
																0
																0

※使用区分欄には、用水補給、排水、その他（ ）などを記載。

※在场日数は運転日と休止日の合計で、整備日数や、その他借受、返却に要する日数は含まない。

土地改良機械器具月別実績報告書（           年           月分）

借受人 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

印

報告担当者

印

品名	管理番号	規格・能力	工事名	作業名	作業量	日数							運 転 時 間			備 考	
						運 転		整 備	休 止				合 計	作 業	そ の 他		ア ワ ー の 読 み
						作 業	そ の 他		工 事 待	故 障	天 候	そ の 他					

※作業量欄には用排水量等を記入。作業名欄は〇〇地区、〇〇水路仮回し用などを記入。

別紙（土地改良機械器具返納届添付資料様式3）

土地改良機械器具運転日誌

借受人 住所又は主たる事務所の所在地


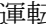
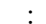
氏名又は名称

印

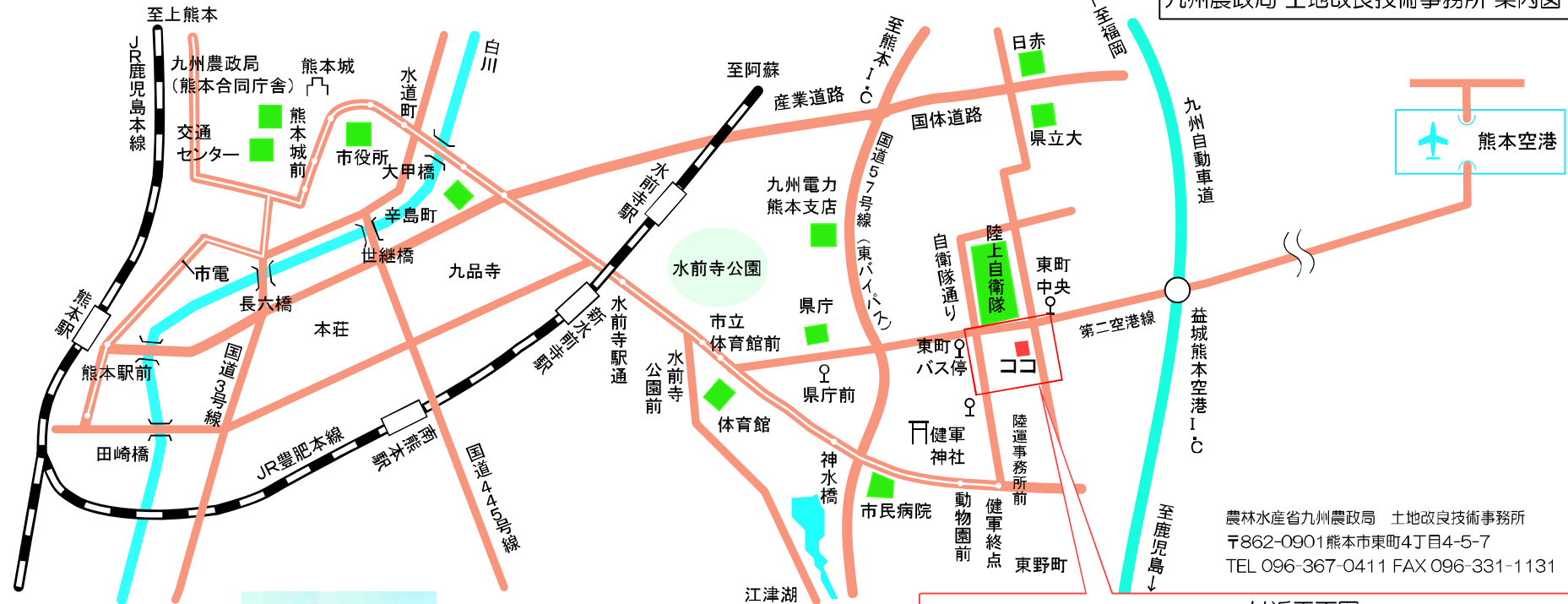
報告担当者

印

品名	水中ポンプ	規格・能力		管理番号		年月日	年 月 日( )																						
工事名 作業名														使用場所						報告者名									
作業時間 作業項目	作業工程																									作業時間	整備時間	休止時間	摘要
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5					
作業内容・整備内容・休止理由等															使用材料（燃料油脂等）														
															品名	規格	数量	備考											

注) 作業工程記号  : 運転・ : 整備・ : 休止

九州農政局 土地改良技術事務所 案内図



農林水産省九州農政局 土地改良技術事務所  
 〒862-0901 熊本市東町4丁目4-5-7  
 TEL 096-367-0411 FAX 096-331-1131



土地改良技術事務所

付近平面図

